

# 第 22 期

2022 年 4 月 1 日から  
2023 年 3 月 31 日まで

## 決 算 公 告

ボンドエンジニアリング株式会社

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	8,094,487	流動負債	3,703,278
現金預金	150,793	支払手形	241,275
受取手形	158,116	電子記録債務	879,204
電子記録債権	520,684	工事未払金	1,740,110
完成工事未収入金	689,159	買掛金	56,141
工事未収入金	4,885,876	短期借入金	-
売掛金	251,055	未払金	15,510
材料貯蔵品	4,623	未払費用	130,384
未成工事支出金	6,804	預り金	16,220
未収入金	236	未払法人税等	278,310
前払費用	19,712	未払消費税	37,201
TMS預け金	1,405,521	未成工事受入金	175,105
その他	1,903	賞与引当金	124,813
		役員賞与引当金	9,000
固定資産	1,274,879	固定負債	204,682
有形固定資産	1,076,102	退職給付引当金	204,682
建物・構築物	346,600		-
機械装置・運搬具	103,432		
工具器具・備品	20,836	負債合計	3,907,960
土地	604,053	〔純資産の部〕	
リース資産	1,179	株主資本	5,461,497
無形固定資産	18,350	資本金	100,000
ソフトウェア	15,934	資本剰余金	60,000
電話加入権	2,416	その他資本剰余金	60,000
投資その他の資産	180,426	利益剰余金	5,301,497
投資有価証券	36,998	利益準備金	27,000
会員権	0	その他利益剰余金	5,274,497
差入保証金	10,837	別途積立金	2,460,000
破産更生債権等	86	繰越利益剰余金	2,814,497
長期前払費用	846	評価・換算差額等	△ 91
繰延税金資産	131,744	その他有価証券評価差額金	△ 91
貸倒引当金	△ 86	純資産合計	5,461,406
資産合計	9,369,366	負債・純資産合計	9,369,366

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

##### (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

材料貯蔵品……………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金……………個別法による原価法(貸借対照表については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に新規に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物……………15年から38年

機械装置・運搬具……………4年から7年

工具器具・備品……………2年から20年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### (3) 長期前払費用……………定額法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権

については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、当事業年度末に発生している額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### 収益認識に関する会計基準等の適用

工事業に係る収益は、顧客との工事請負契約に基づいて、建築工事を行う履行義務を負っております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗に応じて充足されるため工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

また、進捗度を合理的に測定することができない場合は、発生したコストの範囲でのみ収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。